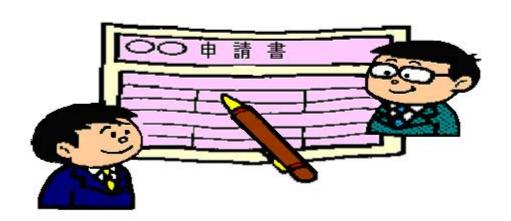
使用済自動車に係る 自動車重量税還付申請書の 記 載 の 手 引



還付申請は、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出の手続と同時に行います。このため、還付申請は、永久抹消登録申請書や解体届出書の様式の中に還付を受けるために必要な事項を記載して申請することとなります。

国 税 庁 国 土 交 通 省 軽自動車検査協会

1 還付申請の際に必要となる	書類等について	1ページ
2 還付申請書の提出先につい	C	2ページ
3 還付申請書の具体的な記入	列	
(1) 登録自動車の場合		
① 所有者本人が還付申請	する場合	
イ 所有者が個人の場合		3ページ
ロ 所有者が法人の場合		4ページ
② 代理人が還付申請手続	を行う場合	5ページ
③ 代理人が還付金を受領	する場合	6ページ
④ 共同所有者が還付申請	する場合	7ページ
⑤ 委任状の記入例		9ページ
(2) 軽自動車の場合		
① 所有者本人が還付申請	する場合	
イ 所有者が個人の場合		10ページ
ロ 所有者が法人の場合		11ページ
② 代理人が還付申請手続	を行う場合	12ページ
③ 代理人が還付金を受領	する場合	13ページ
④ 共同所有者が還付申請	する場合	14ページ
⑤ 申請依頼書及び委任状	の記入例	16ページ
(3) 共通		
① 還付申請書のOCR読	取箇所に氏名などが記入しきれない場合	17ページ
② 住所や所在地等が住所	コード表に無い場合	18ページ
③ 郵便局窓口で還付金の	受取りを希望する場合	19ページ
④ 郵便貯金の口座へ還付	金の振込みを希望する場合	19ページ
⑤ 交付される自動車重量	税還付申請書付表1について	20ページ
⑥ お問い合わせ先につい	<u> </u>	21ページ

1 還付申請の際に必要となる書類等について

自動車重量税還付申請書(OCRシート)

登録自動車の場合:第3号様式の3 軽自動車の場合:軽第4号様式の3

《 登録自動車の永久抹消登録申請と同時申請 》

還付申請書に所有者の実印を押印し、その実印の印鑑証明書(発行後3ヵ月以内のもの)を併せて提出することとなります。

《 軽自動車の自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請 》

遺付申請書に所有者及び使用者の押印(法人の場合は代表者の押印)が必要となります。

《 上記以外()の申請 》

還付申請書に所有者の押印 (法人の場合は代表者の押印)が必要となります。

「一時抹消登録をしている登録自動車」や「自動車検査証を返納している軽自動車」の解体届出と同時申請する場合。

自動車重量税還付申請書 付表 1

<u>還付申請書付表1は、あらかじめ記載して提出する書類ではありません。還付申請書を提出する</u>ことによって、受付窓口において交付される書類です。

(交付される自動車重量税還付申請書付表1:20ページ)

自動車重量税還付申請書 付表 2

- ・ 還付申請書のOCR読取箇所の<u>記入可能文字数を超える氏名又は名称などである場合に提出</u>することとなります。
- ・ <u>住所又は所在地などが申請場所に備え付けてあるコード表に該当しない場合に提出</u>することと なります。

(記載要領:17ページ及び18ページ)

自動車重量税還付申請書 付表3

共同所有している自動車の還付申請をする場合に提出することとなります。

(記載要領:登録自動車8ページ、軽自動車15ページ)

代理申請に係る委任状

所有者本人以外が還付申請手続きをする場合に提出することとなります。

また、還付申請書に代理人の押印が必要となります。 (記載要領:登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)

代理受領に係る委任状

所有者本人以外が還付金を受け取る場合に提出することとなります。

また、委任状は、委任者(所有者本人)による自署及び押印が必要となります。

(記載要領:登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)

(参考)永久抹消登録申請等に必要な書類等(一般的な例)

区分	手続続	必要となる書類等				
	永久抹消登録申請と 同時申請の場合	・ 自動車検査証・ ナンバープレート前後2枚				
登録自動車	一時抹消登録をしている 登録自動車の解体届出と 同時申請の場合	一時抹消登録証明書 一時抹消登録証明書(一時抹消登録証明書の交付を 受けた後に所有者の変更等が行われているときは自 動車登録ファイル)に記載されている所有者と異なる 場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票(発 行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。				
	自動車検査証の返納を伴う 解体届出と同時申請の場合	・ 自動車検査証・ ナンバープレート前後2枚				
軽自動車	自動車検査証を返納してい る軽自動車の解体届出と 同時申請の場合	自動車検査証返納証明書 自動車検査証返納証明書(自動車検査証返納証明書 の交付を受けた後に所有者の変更等が行われている ときは軽自動車検査ファイル)に記載されている所有 者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者 の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となり ます。				

[※] 詳しくは最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

2 還付申請書の提出先について

還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。 還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、永久抹消登録申請又 は解体届出の手続と同時に申請書に必要となる事項を記載して運輸支局等に提出します。

なお、税務署への申請は運輸支局等経由で自動的に行われますので、申請者が税務署へ出向く必要はありません。具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区	分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先				
登録自動	=	永久抹消登録申請	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する 運輸支局又は自動車検査登録事務所				
立外口划-	-	解 体 届 出	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所				
軽自動車	ŧ	自動車検査証の返納 を伴う解 体 届 出	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する 軽自動車検査協会の事務所				
+1 11 29 -		解 体 届 出	最寄りの軽自動車検査協会の事務所				

[「]輸出抹消の場合」や「解体を事由とする永久抹消登録又は解体届出であっても車検残存期間が 1ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご留意ください。

3 還付申請書の具体的な記入例

【登録自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合(所有者が個人の場合)の記入例



個人の場合は「1」を記入 該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合 してください。 の例示です。 A 自動車重量税還付申請書 第3号様式の3 ▶永久抹消登録申請書 □解体届出書 出張 処理 制限解除 ⑩重量税還付申請の有無 **る** | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 5 7 В 自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。) 123456789123 1 2 数 コクゼイ タロウ 1 補完有 還付金を所有者本人が受け取る 国 税 太郎 場合は「1」を記入してください。 住所補完区分 1 3 0 0 1 0 0 7 3 3 1 - 1 - 1 0 1 1 補完 電話番号 15 共同所有者区分 1001111103 111111111111 甲乙 1 ⑩支店種別 虎ノ門 2 1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他 2 支店 4 代理店 6 支所 口座番号又は記号都 20口座種類 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金 1 2 3 4 5 6 7 1 (2)住 所 住所補完区分 1 補完有 В 運輸支局長 運輸監理部長 申請代理人 税務署長 (所有者) 氏名又は名称 国 税 太 郎 氏名 EΠ 平成 17年 5 月16 日 住所 **住所** 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 - 101 還付を受けようとする金額 平成 17年 5 月15 日 解体報告記録がなされた年月日 住所 永久抹消登録申請の場合は

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(上記の 部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

実印になります。

【登録自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合(所有者が法人の場合)の記入例

使 用 済 自 動 車 振 込 先 座 自動車登録番号: 品川57る1234 金融機関名称: 甲乙銀行 車 台 番号: AB1-1234567 店 名:虎ノ門支店 移 動 報 告 番 号: 123456789123 □ 座 種 類:普通預金 座 番 号:1234567 使用済自動車の所有者 名:国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所 在 地:東京都千代田区霞が関2-1-3 郵便番号: 100-2222 電話番号: 03-1111-2222

該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合 法人の場合は「2」を記入 してください。 の例示です。 ☑永久抹消登録申請書 □解体届出書 第3号様式の3 自動車重量税還付申請書 出張 処理 制限解除 ⑩重量税還付申請の有無 自動車登録番号 -1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7 5 7 В 自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入し 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 還付金を所有者本人が受け取る 国税商事 株式会社 場合は「1」を記入してください。 外子1 住所補完区分 1 3 0 0 1 0 0 7 3 1 - 3 1 補完1 C 共同所有者区分 甲乙 支店種別 虎 ノ 門 2 1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他 2 支店 4 代理店 6 支所 20口座種類 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他 4 通知預金 6 貯蓄預金 1 2 3 4 5 6 7 1 漢字補完区分 (24)住 所 住所補完区分 1 補完 運輸支局長 В 運輸監理部長 申請人・届出人 請代理人 (所有者) 氏名又は 税務署長 氏名 (M)月目) 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太帆 平成 17年 5月16日 | 住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3 押受領書 還付を受けようとする金額 氏名又は名称 解体報告記録がなされた年月日 平成 17年 5 月15 日

《記入について》

永久抹消登録申請の場合 は実印になります。

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(上記の 部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

住所は必ず登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。

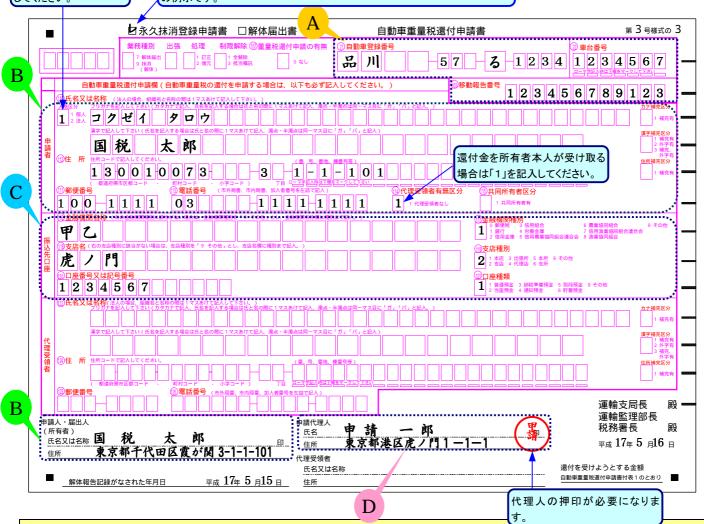
振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【登録自動車の場合】 代理人が還付申請手続を行う場合の記入例



個人の場合は「1」を記入 してください。

の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記 OCR 読取箇所 (上記の 号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してくだ さい。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該 当するコードを記入してください。

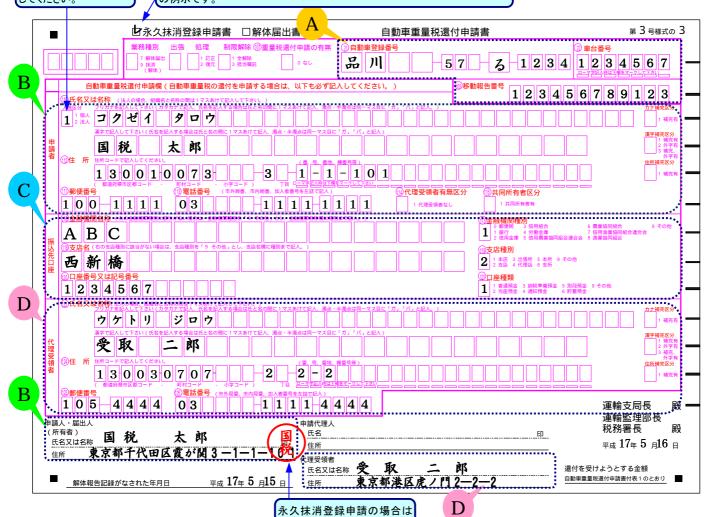
振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

代理人が還付申請手続を行う場合は、委任状の提出が必要となります(9ページ参照)。委任状には所有者の押 印(永久抹消登録申請のときは所有者の実印を押印)、還付申請書には代理人の押印が必要となります。

【登録自動車の場合】 代理人が還付金を受領する場合の記入例

A 使用済自動車	C 振 込 先 口 座
自動車登録番号: 品川57る1234 車 台 番 号: AB1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: A B C 銀行 支 店 名: 西新橋支店 口 座 種 類: 普通預金 口 座 番 号: 1 2 3 4 5 6 7
B 使用済自動車の所有者	D 代 理 受 領 者
氏 名:国税 太郎 住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-1111	氏 名:受取 二郎 住 所:東京都港区虎ノ門2-2-2 郵便番号:105-4444 電話番号:03-1111-4444

個人の場合は「1」を記入 してください。 該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合 の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(上記の 部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

実印になります。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。

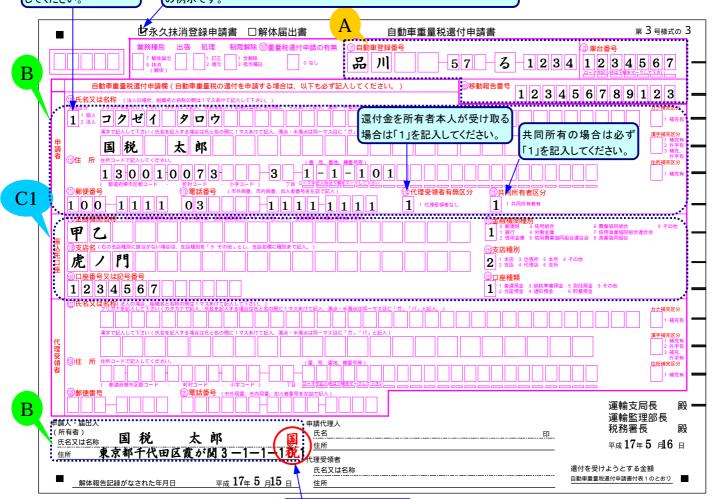
振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。

代理人が還付金を受領する場合は、必ず使用済自動車の所有者が自署及び押印した委任状の提出が必要となります(9ページ参照)。

【登録自動車の場合】 共同所有者が還付申請する場合の記入例

A 使用済自動車	C 1 振込先口座 C 2 振込先口座
自動車登録番号: 品川57る1234 車 台 番 号: AB1-1234567 移動報告番号: 123456789123	名義人【国税太郎】 名義人【国税花子】 金融機関名称: 甲乙銀行 金融機関名称: 乙丙銀行 支 店 名: 虎ノ門支店 支 店 名: 霞が関支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567 口座番号: 7654321
B 使用済自動車の所有者(代表者)	D 共 同 所 有 者
氏 名:国税 太郎 住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-111	氏 名:国税 花子 住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-111

個人の場合は「1」を記入 してください。 該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合 の例示です。



永久抹消登録申請の場合 は実印になります。

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(上記の 部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。

共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

		(I		_	税還付 共同所有の		書付表3	3		
			,						平成 17 年	5月 16 日
共同	住	所	東京都千代的巴森杉飼 3-1-1-101	東京都 3-1-		歳が何				
共同所有者に関する事項	名	名 又 は 称 及 び 長者氏名	国 统 太郎 ®	風衫	苯 港子	[]		印鑑証明書の]するとともに	(8)
*		話番号	03-1111-1111	03~1111~1		1111		となります。		
"		領割合 数表記)					_			_
*	機会口煙に販込みを増値する場合	銀行名等	規 行 金庫・担合 農協・漁協		乙 丙	祖 会庫・担合 農協・漁協)	翅 行 金厚・翅合 腹探・漁探		規 行 金厚・担合 農協・漁協
 付 t	原公众	支店名等	本店・支店 本所・支所		震が周	本店 支店 本所・支所	>	本店・交店 本所・交所		本店・支店 本所・支所
3	美	預金の種類	C2 fa ±		普通	暑道 叔金 叔		预金	报 金	
金の	篇	□座番号	CL		7654	321				
選付される税金の受取場所	その他	郵便計金の 記号番号	-		-		-		-	
177	の場合	郵便局名	男 模司	.		多 使用。		祭徒司		野視司
注意	2 }	塁付金の受命 塁付される種	共同所有している自動車に係る遅 腫に限を委任する場合は、「共同所 発金の受取に当たって、銀行等の発 する場合は、郵便貯金口座の記号番	自者に関する 金□座に振	5事項」まで 込みを希望す	する場合は、	別途、遠付金の受 銀行等の名称、利	領金の種類及び口	5旨の委任状を添付 座番号を、郵便貯金	の口座への
※整			照会番号	O C. EPIX		C.5-10, 5 C.	,	5-00 51-100 TV		12000

※整理欄については記入不要です。

【登録自動車の場合】 委任状の記入例

《代理人が還付申請手続を行う場合に必要となる委任状》

委 任 状

受任者 氏名 申請 一郎

住所 東京都港巴虎ノ門1-1-1

上記の者に下記自動車の

1. 永久抹消登録申請

(2.)永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請

3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請

に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号
品州5731234	AB1-1234567

平成17年 5月16日

委任者(使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

コクゼイ タロウ

永久抹消登録申請の場合は 実印になります。

氏名又は名称

国税 太郎

住 所

東京都千代田邑霞が関3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要となる委任状》

委任 状~

受任者 氏名受取 二郎

住所東京都港巴虎ノ門2-2-2

還付金の受領権限の委任状は、 必ず使用済自動車の所有者の 方が手書きで記入してください。全文をワープロなどで作成 されたものは、還付金の受領権 限の委任状として認められま せんのでご注意ください。

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号
品川5731234	AB1-1234567

平成17年5月6日

委任者(使用済自動車の所有者)

(フリガナ) **コクゼイ タロウ**

氏名又は名称

国税 太郎

住 所

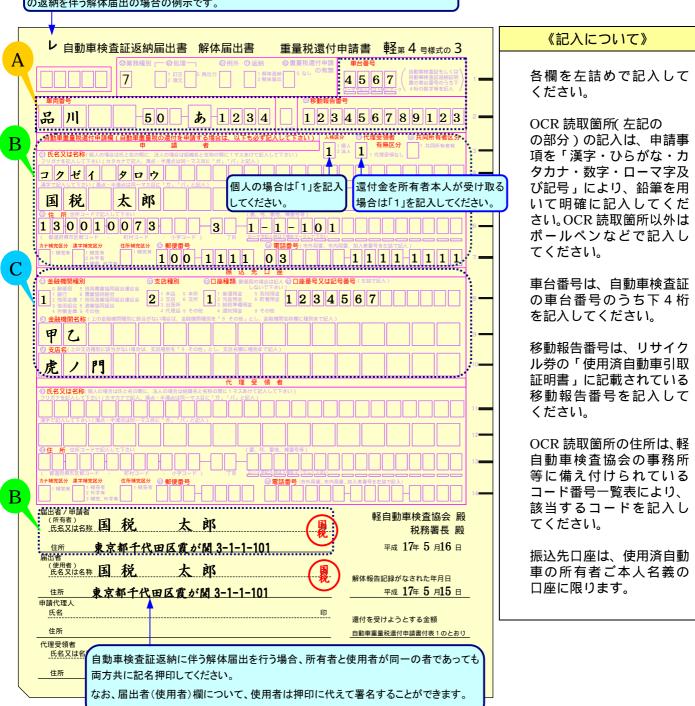
東京都千代田邑霞が闰3-1-1-101

- 御 ① 委任状は、**委任者が自署・押印してください。**
- 注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び
- 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付される ため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【軽自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合(所有者が個人の場合)の記入例

用済自動車 振 込 先 座 号:品川50あ1234 金融機関名称: 甲乙銀行 亩 画 台 审 号:XY1-1234567 名:虎ノ門支店 移 動 報 告 番 号: 123456789123 □ 座 種 類:普通預金 座 番 号:1234567 使用済自動車の所有者 Æ 名:国税 太郎 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 住 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-1111

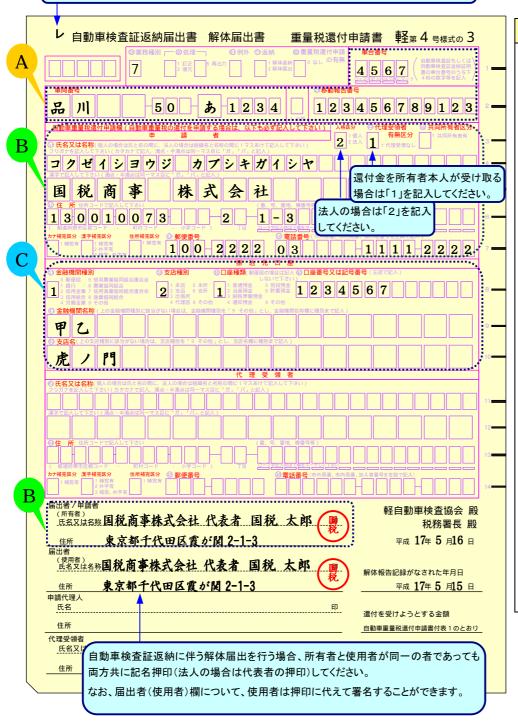
自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証 の返納を伴う解体届出の場合の例示です。



【軽自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合(所有者が法人の場合)の記入例

用済自動車 振 込 先 座 車 号:品川50あ1234 金融機関名称: 甲乙銀行 画 重 台 号: XY 1-1234567 名:虎ノ門支店 移 動 報 告 番 号: 123456789123 □ 座 種 類:普通預金 座 番 号:1234567 使用済自動車の所有者 名:国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所 在 地:東京都千代田区霞が関2-1-3 郵便番号: 100-2222 電話番号: 03-1111-2222

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証 の返納を伴う解体届出の場合の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入して ください。

OCR 読取箇所(上記の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証 の車台番号のうち下4桁 を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

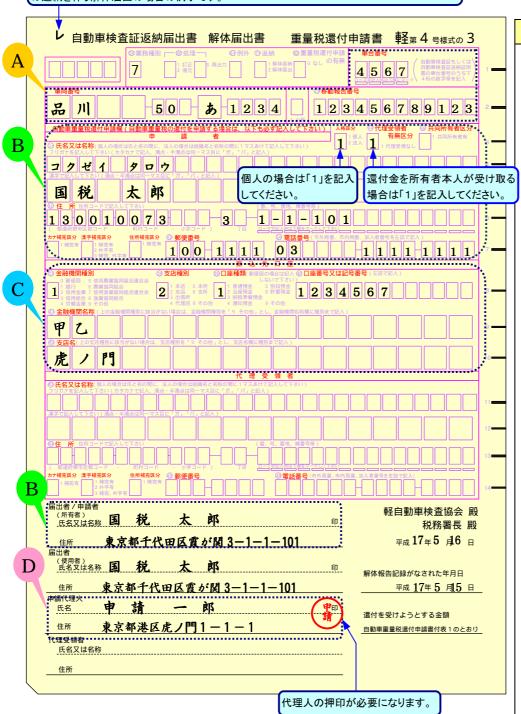
OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【軽自動車の場合】 代理人が還付申請手続を行う場合の記入例

Α	使用済自動車	С	振	込	先		座	
	車 両 番 号:品川50あ1234 車 台 番 号:XY1-1234567 移動報告番号:123456789123		支口。		名 類	: 虎ノ : 普通	銀行 門支店 預金 3 4 5	6 7
В	使用済自動車の所有者	D	申	請	代	理	人	
	氏 名:国税 太郎 所 在 地:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-111		氏住		:申記 :東京		-郎 8区虎ノ	³ ¶ 1 - 1 - 1

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証 の返納を伴う解体届出の場合の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入して ください。

OCR 読取箇所(左記のの部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがなっカタカナ・数字・ローマをび記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証 の車台番号のうち下 4 桁 を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽 自動車検査協会の事務所 等に備え付けられている コード番号一覧表により、 該当するコードを記入し てください。

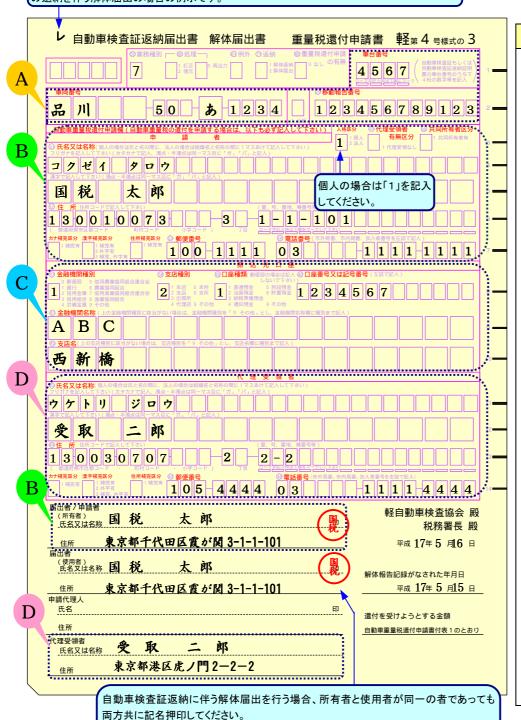
振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

代理人が還付申請手続を 行う場合は、申請依頼書の 提出が必要となります(1 6ページ参照)。申請依頼 書に所有者の押印、還付申 請書に代理人の押印が必 要となります。

【軽自動車の場合】 代理人が還付金を受領する場合の記入例

Α	使用済自動車	C 振 込 先 口 座
	車 両 番 号 : 品川 5 0 あ 1 2 3 4 車 台 番 号 : XY 1 -1234567 移動報告番号 : 123456789123	金融機関名称:ABC 銀行 支 店 名:西新橋支店 口 座 番 号:1234567
В	使用済自動車の所有者	D 代 理 受 領 者
	氏 名:国税 太郎 所 在 地:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-111	氏 名:受取 二郎 住 所:東京都港区虎ノ門2-2-2 郵便番号:105-4444 電話番号:03-1111-4444

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証 の返納を伴う解体届出の場合の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入して ください。

OCR 読取箇所(左記のの部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがなっカタカナ・数字・ローマをび記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証 の車台番号のうち下4桁 を記入してください。

移動報告番号は、リサイク ル券の「使用済自動車引取 証明書」に記載されている 移動報告番号を記入して ください。

OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、代理受領者 名義の口座となります。

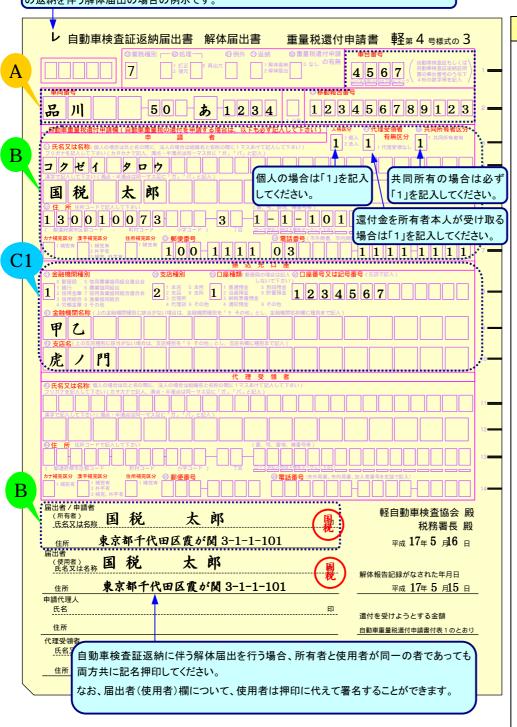
代理人が還付金を受領する場合は、必ず使用済自動車の所有者が自署及び押印した委任状の提出が必要となります(16ページ参照)。

なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

【軽自動車の場合】 共同所有者が還付申請する場合の記入例

A 使用済自動車	C 1 振込先口座 C 2 振込先口座
車 両 番 号:品川50あ1234 車 台 番 号:XY1-1234567 移動報告番号:123456789123	【国税太郎】 【国税花子】 金融機関名称: 甲乙銀行 金融機関名称: 乙丙銀行 支店 名: 虎ノ門支店 支店 名: 霞が関支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567 口座番号: 7654321
B 使用済自動車の所有者(代表者)	D 共同所有者
氏 名:国税 太郎 住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-111	氏 名:国税 花子 住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号:100-1111 電話番号:03-1111-1111

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証 の返納を伴う解体届出の場合の例示です。



《記入について》

各欄を左詰めで記入して ください。

OCR 読取箇所(左記のの部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがなっカラカナ・数字・ローマを及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外してください。

車台番号は、自動車検査証 の車台番号のうち下4桁 を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽 自動車検査協会の事務所 等に備え付けられている コード番号一覧表により、 該当するコードを記入し てください。

共同所有者のいずれかー人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。

振込先口座は、使用済自動 車の所有者ご本人名義の 口座に限ります。

							書 付表 3		
		В	,,	D	共同所有の)場合用)	平成 🔰 年	5月 16 日
共同所	住	所	東京都平代的巴森杉飼 3-1-1-1 0 1	表字都· 3~1~		表が何			
共同所有者に関する事項	氏 名 代	名 又 は 称 及 び 長者氏名	国統 太郎 ⑩	風彩	ጂ ዲታ		(8)		(9)
る 事	電	話番号	03-1111-1111	03~1	111-1	111			
項		領割合 数表記)		.	i				
`æ	漢 金 佐	銀行名等	規 行 金庫・組合 農協・漁協	,	乙丙	競 活金厚・組合 食塚・漁塚	規 行 金庫・組合 農協・漁協		規 行 金厚・担合 負援・漁協
選付される税金の受取場所	機会口座に販込みを希望する場合	支店名等	本店・交店 本所・交所		震が周	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所		本店・支店 本所・支所
3	新	預金の種類	(10) 預金		春蓮	预金	稅 金		报金
金の	豪	□座番号	C2		7654	321			
散	₹0	郵便許金の	_		_		_	_	
場所	他 の	記号番号							
	备	郵便局名	祭 後司	.		多 使用	祭 使司		多 模局
注意	2 }	選付金の受給		事者に関する 金□座に振	5事項] まで 込みを希望す	を記載し、 る場合は、	上、申請書と一緒に提出してくださ 別途、選付金の受領権限を委任する 銀行等の名称、預金の種類及び口 発望する場合は受け取りに便利な郵	3台の委任状を添付して 座番号を、郵便貯金の	口座への
※整		<u> </u>	9 3 機合は、動使計量し座の記号曲 照会番号	5 C. 201X	18/18/EL (17/30	JUNK VICT	マエョ で物口はメリルフに属作る型	INJURA CALEX U.C. 1/2	.eu%

※整理機については記入不要です。

【軽自動車の場合】 申請依頼書及び委任状の記入例

《代理人が還付申請手続を行う場合に必要となる委任状》

申 依 頼

申請権限の依頼書は、返納届・ 解体の届出を共に行う場合、使 用者と所有者の両名の記名押 印が必要となります(同一の者 の場合であっても同様です。)。

_{住所} 東京都港区虎ノ門 1-1-1

を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の

1. 返納届及び解体の届出

解体の届出

返納届・解体の届出及び自動車重量税還付申請 ___ 4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請

に関する手続きを委託します。

記

車両番号	車 台 番 号
品川50あ1234	X Y 1 - 1234567

平成 17年 5月 16日

届出者(使用者)

届出者/申請者 (所有者)

(フリガ<u>ナ) **コクぜイ タロウ**</u>

(フリガナ<u>) **コクぜイ タロウ**</u>

KADUA称图税 太郎



氏名又は<u>名称 **国税** 大郎</u>



所東京都千代田邑露が図3-1-1-101f 藤京都千代田邑霞が図3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要となる委任状》

任 状一

氏名受取 二郎 受任者

住所東京都港巴索ノ門 2-2-2

還付金の受領権限の委任状は、 必ず使用済自動車の所有者の 方が手書きで記入してくださ い。全文をワープロなどで作成 されたものは、還付金の受領権 限の委任状として認められま せんのでご注意ください。

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

車 両 番 号	車 台 番 号
品川50あ1234	X Y 1 -1234567

平成17年 5月16日

委任者(使用済自動車の所有者)

コクゼイ タロウ (フリガ ナ)

氏名又は名称

太郎 国税



住

東京都千代田邑霞が関3-1-1-101

御 ① 委任状は、**委任者が自署・押印してください。**

注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び

意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付される ため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【共通】 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合の記入例

会社名が、「株式会社国税自動車販売システムサービスジャパン」の場合。

【登録自動車の場合の記入例】

■ 少 永久抹消登録申請書 □解体	届出書	自動車重量税還	付申請書	第:	3 号様式の 3
業務種別 出張 処理 制限解除 ⑩重 7 解体届出 1 訂正 1 全解除	量税還付申請の有無 ②自動i	車登録番号 111	7 3 1	23412345	
9 抹消 (解体) 2 機元 3 抵当職託 (解体)				2 3 4 1 2 3 4 5	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T
自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する1 (動氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の側は1マスあけて記入して下され。)	第合は、以下も必り記入してく	530%)	⑩移動報告番号 12	3 4 5 6 7 8 9 1	23
2 1個人 カブシキガイシャ コクセン 1/1 1/1 1/2 1/	では、	ハンバイシ	ステムサー	ビスジャパン	1 補完有
事業では入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の際に「マスあけて記入 株式会社国税自	動車販売	システム	サービン	スジャ	漢字補完区分 1 補売有 2 外字有
者 (金属 所 住所コードで記入してください。 1300110073	(番、号、番地、棟番号等)				外字有任前補完区分
	一丁目 ローマ学記入時は下欄をマークして下				1 補充有
				還付申請書の OCR 読取れなかった部分を付表2 には「1」補完有としてくが	2に記入した場合
直	動車重量税過	夏付申請書	付表2	ICIA: 13III/LIACOCO	
(氏名又は	名称のオーバーフロ-	ー、住所コードの設	定のない場合用)	
自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番	号を記入して下さい。)			D OCR 読取箇所に記入	しき
品川 —57	3 -1 2 3]4]	れなかった部	分以降を記入します。	
申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバ	一フロー分を記入して下	etro)			
カタカナで記入して下さい。 フリガナ					\neg $ $
漢字パン					
申請者の住所(住所コードの設定のないところ	以下を記入して下さい。)				
A = -					
住所					
代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオ	ーバーフロー分を記入し	て下さい。)			
カタカナで記入して下さい。					
フリガナ					
漢字					\neg
代理受領者の住所(住所コードの設定のないと	ころ以下を記入して下さ	(v°)			
住所					

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

【共通】 住所や所在地等が住所コード表に無い場合の記入例

住所が、東京都千代田区新町3丁目1番1号で「東京都千代田区」までが住所コードにあり、「新町」 以降が住所コードに無い場合。

【登録自動車の場合の記入例】

■ 「□ 水久抹消登録申請書 □ 解体届出書	自動車重量税還付申請書	第 3 号様式の 3
業務種別 出張 処理 制限解除 ⑩重量税還付申請の有無 7 解降届出 1 訂正 1 全解除 0 なし 1 対	②自動車登録番号 品 川 57 3 123	② 車台番号 4 1 2 3 4 5 6 7 —
自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず証	ひしてください)	
(1)氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の側は1マスあけて記入して下さい。) 人権区分 フリガナを記入して下さい(カタカナで記入、氏名を記入する場合は氏と名の側に1マスあけて記入、漫点	- 半期点は同一マス目に「ガ,「バ,と記入。)	5 6 7 8 9 1 2 3 —
1 g A フクゼ 1 タロウ	にず,バ、と記入)	1 補完有 漢字補完区分
国税 太郎		1 備元月 2 外字有 3 補元, 外字有 住所補完区分
130030000 	Ret-platisii	1 補完有
●郵便番号 ●電話番号 (市外層級、加入者書号を結ず記入)	似代理受領者有無区分 ⑤共同所有者区分	
果泉郁土化田区までの注例コートを記入	**************************************	・ド表に該当がなく、付表2に ・部分を記入した場合は、「1」 てください。
自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下る 川	2 3 4	
申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入	して下さい。)	
カタカナで記入して下さい。 フリガナ		
漢字		
申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下		
_{住 所} 新町3丁目1番1号		
代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を カタカナで記入して下さい。	を記入して下さい。)	
フリガナ		
漢 字		
代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入し	して下さい。)	
住 所		

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

登録自動車の場合で住所が運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている「住所コードブック」に該当がない場合は、還付申請書に該当する部分(県や市)までのコード番号を記入するとともに、町村コード欄が空欄となる場合には町村コード欄に「0(ゼロ)」を記入し、該当のない部分以降を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。

軽自動車の場合で住所が軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられている「コード番号一覧表」に該当がない場合は、還付申請書に該当する都道府県コード番号のみを記入するとともに、<u>市区郡コード欄、町村コード欄及び小字コード欄に「0(ゼロ)」を記入</u>し、都道府県以外の住所を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。

【共通】 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合の記入例

	郵便同窓口で退刊並の支取りを布望9 る場合の記入例	
受取郵	3便局名:虎ノ門中央郵便局	
金融機関名称	車の場合の記入例】 ((右の金融機関権別に該当がない場合は、金融機関権別を「9 その他」とし、金融機関名称機に種別まで記入。) 「中央 (右の支店権別に該当がない場合は、支店権別を「9 その他」とし、支店名機に権別まで記入。) 記号番号	郵便局の場合は「O」を記入します。 金融機関種別 ○
《記入につい	ハて》	
軽自動車	車の場合についても各項目の記入は同じです。	
記号:	郵便貯金の口座へ還付金の振込みを希望する場合の記。	~ 179
『XX소크 스 Sha	ᅕᄭᄱᄼᄭᄓᄼᄱ ^ᅑ	郵便局の場合は「O」を記入します。
金融機関名称(支店名 (3	車の場合の記入例】 右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称機に種別まで記入。) 右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名機に種別まで記入。) 3号番号 0 1 2 3 4 5 6 7 1	▼ 金融機関種別
記号部分(5桁)	で 番号部分	
《記入につい	,IT》	
郵便貯留 13桁を ません。 使用済服	車の場合についても各項目の記入は同じです。 金の記号は5桁ですが、番号は2桁から8桁まであります を左詰めで記入してください。なお、郵便貯金総合通帳「 自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります(代理人が還依 人名義の口座となります。)。	ぱ・る・る」の口座以外は振込みでき

【共通】 交付される自動車重量税還付申請書付表1について

3ページの記入例による還付申請書を提出した際に受付窓口から交付される還付申請書付表1は、次のように なります。

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成17年 5月16日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号 品川57る1234

重台番号 AB1-1234567

還付を受けようとする金額 氏名又は名称

6,300円 コクゼイ タロウ

国税 太郎 100-1111 郵便番号

東京都千代田区霞が関3-1-1-101 住所

電話番号 03-1111-111

> 還付申請書の記載を要しない これらの事項について十分に 確認してください。

金融機関名・支店名 甲乙銀行虎ノ門支店 振込先口座

口座種類 普通預金 □座番号 1234567

還付を受けようとする金額の計算方法

編刊を見ります。 納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の 有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) - 自動車検査証の有効期間の月数 = 3 ,800円 x 4月 ÷ 24月 (参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 224ヶ月、 確定日 平成17年 5月16日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年 9月30日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。 また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等 ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

上記還付申請書付表1は、あらかじめ記載するものではなく還付申請書を提出することによって、受付窓口 において交付されます。還付申請書付表1には還付申請内容に基づいて計算した「還付を受けようとする金額」 が計算方法と併せて記載されていますので、内容をその場で確認していただき、誤りが無ければ同内容での申 請となります。

なお、交付された還付申請書付表1は申請内容の控えとなりますので還付金を受け取るまで大切に保管して おいてください。

《参考》

還付申請書付表1の「確定日」は、自動車の区分及び道路運送車両法の手続に応じて次のようになります。

区分	道路運送車両法の手続	確定日		
	永久抹消登録申請	永久抹消登録日		
登録自動車	一時抹消登録をしている登録自動車	「一時抹消登録日」と「報告受領日」の		
	の解体届出	いずれか遅い日		
	自動車検査証の返納を伴う解体届出	自動車検査証の返納日		
軽自動車	自動車検査証の返納をしている軽自	「自動車検査証の返納日」と「報告受領日」の		
	動車の解体届出	いずれか遅い日		

報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から(財)自動車リサイクル促進セ ンターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、 引取業者が同センターに報告をした日の翌日になりますが、翌日が土日、祝日、年末年始などの 閉庁日となる場合は、その翌日となります。

【共通】 お問い合わせ先について

《 登録自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》

運輸局·運輸支局等	電話番号
北海道運輸局	011(290)2751
札幌運輸支局	011(731)7169
函館運輸支局	0138(49)5700
室蘭運輸支局	0143(44)4026
帯広運輸支局	0155(33)3281
釧路運輸支局	0154(51)2521
北見運輸支局	0157(24)7581
旭川運輸支局	0166(51)5362
東北運輸局	022(791)7533
宮城運輸支局	022(235)2511
福島運輸支局	024(546)0341
" いわき自動車検査登録事務所	0246(27)6151
岩手運輸支局	019(637)2911
青森運輸支局	017(739)1503
" 八戸自動車検査登録事務所	0178(20)3161
山形運輸支局	023(686)4713
" 庄内自動車検査登録事務所	0235(66)4118
秋田運輸支局	018(863)5815
北陸信越運輸局	025(244)6114
新潟運輸支局	025(285)3121
"長岡自動車検査登録事務所	0258(22)1131
長野運輸支局	026(243)5355
" 松本自動車検査登録事務所	0263(58)3180
石川運輸支局	076(291)7851
富山運輸支局	076(423)6610
関東運輸局	045(211)7253
東京運輸支局	03(3458)9235
" 足立自動車検査登録事務所	03(3884)1512
" 練馬自動車検査登録事務所	03(3931)1178
" 多摩自動車検査登録事務所	042(523)2455
" 八王子自動車検査登録事務所	0426(91)6361
神奈川運輸支局	045(939)6804
" 相模自動車検査登録事務所	046(285)0085
" 川崎自動車検査登録事務所	044(287)7557
" 湘南自動車検査登録事務所	0463(54)8908
千葉運輸支局	043(242)7337
" 習志野自動車検査登録事務所	047(462)6501
" 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	0438(63)5591
" 野田自動車検査登録事務所	04(7121)0111
山梨運輸支局	055(261)0881
埼玉運輸支局	048(624)1033
" 熊谷自動車検査登録事務所	048(532)8121
" 春日部自動車検査登録事務所	048(763)5511
" 所沢自動車検査登録事務所	042(998)1600
群馬運輸支局	027(263)4412
茨城運輸支局	029(247)5118
" 土浦自動車検査登録事務所	0298(42)8111
栃木運輸支局	028(658)7012
" 佐野自動車検査登録事務所	0283(21)3720

運輸局·運輸支局等	電話番号
中部運輸局	
	052(952)8041
愛知運輸支局	052(351)5316
" 西三河自動車検査登録事務所	0565(52)2417
" 小牧自動車検査登録事務所	0568(73)4131
<u>" 豊橋自動車検査登録事務所</u>	0532(32)8821
静岡運輸支局	054(261)1193
" 沼津自動車検査登録事務所	055 (967) 1177
" 浜松自動車検査登録事務所	053(421)5051
岐阜運輸支局	058(279)3711
	0577(36)1221
三重運輸支局	059(234)8416
福井運輸支局	0776(34)1603
近畿運輸局	06(6949)6451
大阪運輸支局	072(822)3295
" なにわ自動車検査登録事務所	06(6612)7201
"和泉自動車検査登録事務所	0725(41)3930
京都運輸支局	075(681)9761
奈良運輸支局	0742(61)6435
滋賀運輸支局	077 (585) 7251
和歌山運輸支局	073(422)2154
神戸運輸監理部兵庫陸運部	078(453)1100
	0792(31)4800
中国運輸局	082(228)9141
広島運輸支局	082(233)9168
" 福山自動車検査登録事務所	084(934)1333
鳥取運輸支局	0857(22)4119
島根運輸支局	0852(37)1319
岡山運輸支局	086(273)2111
山口運輸支局	083(922)5334
四国運輸局	087(835)6368
香川運輸支局	087(882)1356
徳島運輸支局	088(641)4812
愛媛運輸支局	089 (956) 1562
高知運輸支局	088(866)7312
九州運輸局	092(472)2536
福岡運輸支局	092(673)1192
" 北九州自動車検査登録事務所	093(473)0481
" 久留米自動車検査登録事務所	0942(21)9291
" 筑豊自動車検査登録事務所	0948(82)3380
佐賀運輸支局	0952(30)7273
長崎運輸支局	095(839)4748
" 佐世保自動車検査登録事務所	0956(31)8048
" 厳原自動車検査登録事務所	0920(52)0829
熊本運輸支局	096(369)3189
大分運輸支局	097(558)2118
宮崎運輸支局	0985(51)3825
鹿児島運輸支局	099(261)9193
"大島自動車検査登録事務所	0997(52)0757
沖縄総合事務局(車両安全課)	098(862)1453
陸運事務所	098(875)3388
<u> </u>	09807(2)4990
" 八重山支所	09808(2)4772

《 軽自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》

主管事務所・事務所等	電話番号
札幌主管事務所	011(763)0996
函館事務所	0138(48)2500
旭川事務所	0166(52)3762
室蘭事務所	0143 (46) 1557
釧路事務所	0154(51)0881
帯広事務所	0155(33)3999
北見事務所	0157(24)1419
宮城主管事務所	022(284)1368
青森事務所	017(739)6568
岩手事務所	019(639)8011
秋田事務所	018(862)3270
山形事務所	023(686)6080
" 庄内支所	0235(68)1350
福島事務所	024(546)3222
″ いわき支所	0246(44)4660
東京主管事務所	03(3472)1561
" 足立支所	03(3897)5675
"八十千支所	042(557)6262
" 多摩支所	042(525)4360
茨城事務所	029(293)9989
" 土浦支所	0298(43)3535
栃木事務所	028(645)5161
" 佐野支所	0283(20)6116
群馬事務所	027(261)4621
埼玉事務所	048 (725) 2626
" 所沢支所	049(258)8011
" 熊谷支所	048 (574) 1662
千葉事務所	043(245)0163
〃 袖ヶ浦支所	0438(63)2844
" 野田支所	04(7120)2020
神奈川事務所	045(938)7752
" 湘南支所	0463 (54) 8825
〃 相模支所	0467(78)8840
山梨事務所	055(262)7269
新潟主管事務所	025(275)5845
" 長岡支所	0258(22)0555
富山事務所	076(423)8472
石川事務所	076(269)4747
長野事務所	026(244)4563
" 松本支所	0263 (58) 4055
愛知主管事務所	052(833)3551
" 豊橋支所	0532(34)3311
〃 三河支所	0564 (53) 5144
" 小牧支所	0568 (75) 3464

主管事務所・事務所等	電話番号
福井事務所	0776(38)1509
岐阜事務所	058(279)1134
静岡事務所	054(262)0540
" 浜松支所	053(435)3945
" 沼津支所	055 (988) 3847
三重事務所	059(234)8431
大阪主管事務所	06(6612)1565
" 高槻支所	072(661)5877
" 和泉支所	072(273)1561
滋賀事務所	077(585)7103
京都事務所	075(671)0928
奈良事務所	0742(61)2011
和歌山事務所	073(433)4655
兵庫事務所	078(927)3648
" 姫路支所	0792(31)4101
広島主管事務所	082(503)8475
" 福山支所	084(934)4887
鳥取事務所	0857(28)7001
島根事務所	0852(37)0539
岡山事務所	086(245)3600
山口事務所	083(924)0542
香川主管事務所	087(870)6676
徳島事務所	088(641)4848
愛媛事務所	089(975)6730
高知事務所	088(842)5734
福岡主管事務所	092(641)8926
" 北九州支所	093(474)3301
▮ ∥ 仏留栄立町	0942(21)5680
" 筑豊支所	0948(82)3508
佐賀事務所	0952(30)4078
長崎事務所	095(839)1900
"佐世保支所	0956(32)5865
业 厳原分室	0920(52)3587
熊本事務所	096(369)5979
大分事務所	097(523)0646
宮崎事務所	0985(51)3050
鹿児島事務所 + 自八京	099(262)0606
<u>"大島分室</u> 沖縄事務所	0997(53)2808
	098(877)6879
" 宮古分室 " 八重山分室	09807(4)3507
" 八重山分室	09808(4)3233

奈良事務所は平成16年10月12日から、0743(58)3018 に変更になります。

《 還付制度に関する一般的なお問い合わせ先 》 住所地等を管轄する国税局消費税課にお問い合わせください。

国税局					管	햠轄都道府	電話番号	
-					北海道			011(231)5011(代表)
仙	台	国	税	局	青森県、 秋田県、	岩手県、 山形県、	宮城県、 福島県	022(263)1111 (代表)
関	東信	越[国税	,局		栃木県、 新潟県、		048(600)3111(代表)
東	京	国	税	局	千葉県、 県、山梨	東京都、	神奈川	03(3216)6811 (代表)
金	沢	国	税	同	富山県、	石川県、	福井県	076(231)2131 (代表)
名	古原	屋匡	税	局	岐阜県、 三重県	静岡県、	愛知県、	052(951)3511(代表)

	Ξ	税	司		僧	营轄都道 府	守県	電話番号
大	阪	国	税	局	滋賀県、 兵庫県、		大阪府、 和歌山県	06(6941)5331 (代表)
広	島	国	税	局	鳥取県、 広島県、	島根県、山口県	岡山県、	082(221)9211(代表)
高	松	国	税	局	徳島県、 高知県	香川県、	愛媛県、	087(831)3111(代表)
褔	岡	国	税	局	福岡県、	佐賀県、	長崎県	092(411)0031(代表)
熊		国	税		鹿児島県	大分県、	宮崎県、	096(354)6171(代表)
沖; (縄国 間	税 税	事 <i>務</i> 課	§所)	沖縄県			098(867)3101(代表)

還付制度に関する一般的な事項については、リーフレット「使用済自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について」を参考としてください。

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/